

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〇奈良県自動車税事務所自動車税第二課において使用する奈良県自動車税事務所長印の新調について	一	〇飼料の試験結果の概要	三
〇土地改良事業の施行同意	一	〇都市計画事業の事業計画の変更について国土交通省近畿地方整備局長の認可を受けた件	五
〇右同	一	〇開発行為に関する工事の完了	六
〇奈良県自動車税事務所に勤務する分任出納員が使用する領収印の定め	二	〇特定調達契約に係る落札者等の公示	六
〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請	二	〇平成十六年十月一日付け奈良県公報号外第二十六号正誤表	七

告示

奈良県告示第三百四十七号

奈良県自動車税事務所自動車税第二課において、県税の納税証明に使用する所長印を次のとおり新調し、平成十六年十月十二日から使用する。

平成十六年十月八日

奈良県知事 柿本善也

税 車 動 自 県 良 奈
印 長 所 務 事



注 縦横 18ミリメートル

奈良県告示第三百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年九月二十九日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十六年十月八日

奈良県知事 柿本善也

協議者	事業名	地区名
大和高田市市長 吉田 誠克	水と農地活用促進事業（ため池整備）	秋吉池地区
大和高田市市長 吉田 誠克	水と農地活用促進事業（農道整備）	藤森2地区
桜井市長 長谷川 明	水と農地活用促進事業（ほ場整備）	山田地区

奈良県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用す

る同法第十条第一項の規定により、平成十六年九月二十九日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十六年十月八日

奈良県知事 柿本善也

南 佳策	天理市長	水と農地活用促進事業（農道整備）	平等坊地区
南 佳策	天理市長	水と農地活用促進事業（農道整備）	上長岡地区
南 佳策	天理市長	水と農地活用促進事業（頭首工整備）	武蔵地区
南 佳策	天理市長	水と農地活用促進事業（頭首工整備）	筑紫地区
南 佳策	天理市長	水と農地活用促進事業（用排水路整備）	備前地区
南 佳策	天理市長	水と農地活用促進事業（用排水路整備）	福住上入田地区
南 佳策	天理市長	水と農地活用促進事業（用排水路整備）	森本地区
南 佳策	天理市長	水と農地活用促進事業（用排水路整備）	中之庄地区

南 佳策	天理市長	水と農地活用促進事業（ため池等整備）	菱池地区
------	------	--------------------	------

奈良県告示第三百五十号

奈良県自動車税事務所自動車税第二課に勤務する分任出納員が使用する領収印を次のとおり定め、平成十六年十月十二日から使用する。

平成十六年十月八日

奈良県知事 柿本善也

一 印影

所務領収
事務の領
事課員
自動車税
第二課
分任出納
員
自動車税
分任出納
員
奈良県
自動車税
分任出納
員
の
印
影



注 直径25ミリメートル

二 使用範囲

奈良県自動車税事務所自動車税第二課において納付書又は納税通知書により徴収金を収納した場合に限る。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十月八日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日
平成十六年九月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人書物の歴史と保存修復に関する研究会

三 代表者の氏名

板倉 正子

四 主たる事務所の所在地

奈良市山陵町二三六番地の一 西大寺サンプラザ一〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対し、専門技術を持った人材育成の為の講座の事業、調査研究・学術研究に関する事業、書物の修復事業などを行うことによつて、書物の保存修復の技術とその応用の普及・活性化を図り、環境問題を視野に入れた歴史遺産としての古典資料の保全運動の振興を図り、取り返す事の出来ない未来に関する利益の確保に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十月八日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年九月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人元氣印あちこち奈良

三 代表者の氏名

中川 宜和

四 主たる事務所の所在地

天理市守目堂町一〇七番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く奈良県民に対し、まちおこしと観光事業および国際理解に関する事業を行い、国内外から奈良を訪れる人と住民お互いが地域経済発展のパートナーとなるよう結びつけ、広く地域と世界のために、小さな活動の輪を広げる事で、まちづくりと観光促進、および国際理解を實踐する社会教育の発展に寄与する事を目的とする。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第二項の規定により、平成十六年七月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりです。

平成十六年十月八日

奈良県知事 柿本善也

一 栄養成分に関する検査

1 (一) 製造事業場等の名称及び所在地

中部飼料株式会社 本社工場

愛知県知多市北浜町一四番地六

(二) 収去場所

小林隆重商店

桜井市谷九八

(三) 飼料の名称

マル中印肉乳牛用基礎飼料α-17

(四) 製造年月

平成十六年七月

(五) 試験結果の概要

粗たん白質 一六・〇三%

粗脂肪 五・三八%

粗繊維 七・九六%

粗灰分 五・五三%

カルシウム 〇・八六%

りん 〇・四八%

<p>3</p> <p>(一) 製造事業場等の名称及び所在地 日本農産工業株式会社 知多工場 愛知県知多市北浜町一三―三</p> <p>(二) 収去場所 株式会社小森商店 葛城市東室二五四</p> <p>(三) 飼料の名称 ノーサン印成鶏飼育用配合飼料S―セブンB</p> <p>(四) 製造年月 平成十六年七月</p> <p>(五) 試験結果の概要 粗たん白質 一六・〇三% 粗脂肪 五・三八%</p>	<p>2</p> <p>(一) 製造事業場等の名称及び所在地 株式会社オーリンワン 本社工場 香川県東かがわ市三本松二二三番地</p> <p>(二) 収去場所 小林隆重商店 桜井市谷九八</p> <p>(三) 飼料の名称 乳牛飼育用 育成エース</p> <p>(四) 製造年月 平成十六年六月</p> <p>(五) 試験結果の概要 粗たん白質 一七・九三% 粗脂肪 三・〇五% 粗繊維 二・九四% 粗灰分 一〇・七七% カルシウム 三・四五% りん 〇・五四%</p>
<p>二 安全性に関する検査</p> <p>1</p> <p>(一) 製造事業場等の名称及び所在地 中部飼料株式会社 本社工場 愛知県知多市北浜町一四番地六</p> <p>(二) 収去場所 小林隆重商店 桜井市谷九八</p> <p>(三) 飼料の名称 マル中印肉乳牛用基礎飼料α―7</p>	<p>4</p> <p>(一) 製造事業場等の名称及び所在地 中部飼料株式会社 本社工場 愛知県知多市北浜町一四番地六</p> <p>(二) 収去場所 株式会社小森商店 葛城市東室二五四</p> <p>(三) 飼料の名称 マル中印中すう用配合飼料中す名人</p> <p>(四) 製造年月 平成十六年七月</p> <p>(五) 試験結果の概要 粗たん白質 一七・九三% 粗脂肪 三・〇五% 粗繊維 二・九四% 粗灰分 一〇・七七% カルシウム 三・四五% りん 〇・五四%</p>

<p>4</p> <p>(一) 中部飼料株式会社 本社工場</p> <p>(五) 試験結果の概要 牛及びほ乳類由来DNAは検出されなかった。 製造事業場等の名称及び所在地</p> <p>(四) 平成十六年七月</p> <p>(三) ノーサン印成鶏飼育用配合飼料SーセブンB 飼料の名称</p> <p>(二) 株式会社小森商店 葛城市東室二五四</p> <p>(一) 愛知県知多市北浜町一三ー三 収去場所</p>	<p>3</p> <p>(一) 日本農産工業株式会社 知多工場 製造事業場等の名称及び所在地</p> <p>(五) 試験結果の概要 牛及びほ乳類由来DNAは検出されなかった。</p> <p>(四) 平成十六年六月</p> <p>(三) 飼料の名称 乳牛飼育用 育成エース</p> <p>(二) 収去場所 小林隆重商店 桜井市谷九八</p> <p>(一) 株式会社オールインワン 本社工場 香川県東かがわ市三本松二ー二三番地</p>	<p>2</p> <p>(一) 試験結果の概要 牛及びほ乳類由来DNAは検出されなかった。 製造事業場等の名称及び所在地</p> <p>(四) 平成十六年七月</p>
---	---	---

愛知県知多市北浜町一四番地六

(二) 収去場所
株式会社小森商店
葛城市東室二五四

(三) 飼料の名称
マル中印中すう用配合飼料中す名人

(四) 製造年月
平成十六年七月

(五) 試験結果の概要
牛及びほ乳類由来DNAは検出されなかった。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、大和都市計画下水道事業の事業計画の変更について、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告します。

平成十六年十月八日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画下水道事業大和川上流域下水道

二 施行者の名称
奈良県

三 事務所の所在地
奈良市登大路町三〇番地

四 事業地の所在

1 収容の部分 昭和四十六年建設省告示第四百九十四号、昭和四十六年建設省告示第四百九十一号、昭和四十八年建設省告示第二千三百三十号、昭和四十九年建設省告示第四百九十九号、昭和五十一年建設省告示第三百六十号、昭和五十二年建設省告示第六百二十一号、昭和五十三年建設省告示第三百五十三号、昭和五十四年建設省告示第三百四十九号、昭和五十四年建設省告示第七百四十号、昭和五十七年建設省告示第二千三十五号、昭和六十年建設省告示第八百七十二号、昭和六十二年建設省告示第二百八十一号、昭和六十二年建設省告示第四百十六号、昭和六十

三年建設省告示第八号、平成元年建設省告示第千二十六号、平成元年建設省告示第千五百九十三号、平成二年建設省告示第千四十八号、平成三年建設省告示第千五百三十三号、平成三年建設省告示第千九百二十五号、平成四年建設省告示第千二百五号、平成五年建設省告示第千五百九十一号、平成八年建設省告示第千三百九号、平成十二年建設省告示第千八百八十三号及び平成十三年近畿地方整備局告示第六十号の事業地のうち生駒郡平群町大字信貴山字大門原並びに生駒郡三郷町信貴山東、大字勢野字千本、字バラ谷、字巻本木、字西ソバ及び字ヤスソバ、信貴ヶ丘一丁目、信貴ヶ丘四丁目、城山台一丁目、城山台二丁目、勢野西一丁目、勢野東一丁目、勢野東二丁目、勢野東五丁目並びに勢野東六丁目を削り、生駒郡三郷町東信貴ヶ丘一丁目、三室一丁目、三室二丁目及び勢野東四丁目並びに大和郡山宮堂町字一五、字五勢田及び字九ノ木において事業地を変更する。

2 使用の部分 昭和四十六年建設省告示第四百九十四号、昭和四十六年建設省告示第千四百九十一号、昭和四十八年建設省告示第千三百三十号、昭和四十九年建設省告示第千四百九十九号、昭和五十一年建設省告示第千三百六十号、昭和五十二年建設省告示第千六百二十一号、昭和五十三年建設省告示第千五百五十三号、昭和五十四年建設省告示第千三百四十九号、昭和五十四年建設省告示第千七百四十号、昭和五十七年建設省告示第千二百三十五号、昭和六十年建設省告示第千八百七十二号、昭和六十二年建設省告示第千二百八十一号、昭和六十二年建設省告示第千一百十六号、昭和六十二年建設省告示第八号、平成元年建設省告示第千二十六号、平成元年建設省告示第千五百九十三号、平成二年建設省告示第千二百四十八号、平成三年建設省告示第千五百三十三号、平成三年建設省告示第千九百二十五号、平成四年建設省告示第千二百五号、平成五年建設省告示第千五百九十一号、平成八年建設省告示第千三百九号、平成十二年建設省告示第千八百八十三号及び平成十三年近畿地方整備局告示第六十号の事業地のうち御所市大字東辻から大字西寺田字破樋までの区間内を御所市大字東辻から大字室字ヤスリまでの区間内に変更し、御所市大字室字ヤスリから大字西寺田字破樋までの区間内を削る。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年十月八日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年八月十日第七四一六五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年九月三十日第六一〇八号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年九月三十日第三四九二二号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡斑鳩町法隆寺南二丁目二四五番地及び二四九番地の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市阿倍野区阪南町三丁目八番地ノ二六
株式会社南紀住宅 代表取締役 堀川秋雄

五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町法隆寺南二丁目二四五番地及び二四九番地の各一部
下水道 生駒郡斑鳩町法隆寺南二丁目二四五番地の一部

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年10月8日

奈良県知事 柿本善也

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

指紋情報管理システム一式の借入れ

2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地

奈良県警察本部警務部会計課
奈良市登大路町80番地

3 落札者を決定した日 平成16年9月15日

4 落札者の氏名及び住所

NFCリース株式会社関西支社

5 落札金額 4,449,461円（リース月額）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札による。

7 競争入札の公告を行った日 平成16年7月23日

正誤

平成十六年十月一日付け奈良県公報号外第二十六号正誤表

一	容	行	誤	正
上	段			
<p>目次中「字の名称の変更について」と「平成十六年十月一日現在における県の議会の議員の選挙の北葛城郡選挙区及び葛城市選挙区における県の議会の議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数」との間に「〈選挙管理委員会告示〉」を加える。</p>				

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。